

1 日 時 平成 24 年 (2012 年) 10 月 11 日 (木) 14:00~15:40

2 場 所 長野県庁 西庁舎 111 号会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 新クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価方法書について (第 2 回審議)

- ・ 環境影響評価方法書の審議

(2) その他

4 出席委員 (五十音順)

梅 崎 健 夫
大 窪 久美子
小 澤 秀 明
片 谷 教 孝 (委員長職務代理者)
亀 山 章 (委員長)
陸 齊
佐 藤 利 幸
塩 田 正 純
富 樫 均
中 村 寛 志
野見山 哲 生
花 里 孝 幸

5 欠席委員 (五十音順)

鈴 木 啓 助
中 村 雅 彦

事務局
環境政策課
徳 竹

ただいまから、平成24年度第5回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます事務局の長野県環境部環境政策課の徳竹貞彦と申します。よろしくお願いいたします。

あらかじめ申し上げますが、傍聴にあたりましては傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、カメラ撮影につきましては、議事に入る前の冒頭のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入る前に本日の欠席委員の御報告を申し上げます。鈴木委員、中村雅彦委員から都合により御欠席という御報告をいただいております。

この会議は公開で行われ、会議録も公表されます。

会議録が作成されるまでの間は、音声そのものが長野県のホームページで公開されることとなりますので御承知お祈りいたします。

ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、発言の前にその都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

では、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、亀山委員長、議事の進行をお願いいたします。

亀山委員長

それでは、議事に入らせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

議事(1)でございますが、「新クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価方法書について」でございます。経過と本日の予定及び資料について、事務局からご説明をお願いします。

事務局
環境政策課
清 水

事務局を務めております長野県環境政策課環境審査係長の清水修二です。よろしくお願いいたします。

事務局より、これまでの経過と本日の審査の予定、並びに資料の簡単な説明をさせていただきます。

まず経過でございますが、前回の会議は、9月6日に本年度第4回技術委員会として、佐久市浅間会館において開催されました。その際、新クリーンセンター建設事業について、事業概要と方法書の内容について、現地視察を行いながら事業者よりご説明をいただき、質疑応答を行っていただきました。

次に本日の予定ですが、前回に引き続きまして、この方法書についての審議をお願いするところでございますが、最初に前回会議における審議内容の整理として、意見に対する事後回答を中心に事業者よりご説明をいただき、その後、新たな資料に基づく説明、更に方法書全体について審議を行っていただく予定です。

次に本日の会議資料の確認でございますが、当方法書の資料として、「資料1～資料4」を配布させていただきます。

資料1は、「第1回技術委員会での意見及び事業者の見解」でございます。前回委員会での委員の皆様からの意見等とそれに対する事業者の説明要旨をまとめたものがございます。

資料2は、「技術委員からの追加意見及び事業者の見解」でございます。こちらは前回委員会後に委員よりいただいた意見の内容と、その見解をまとめたものがございます。

資料3は、「環境影響評価方法書の意見書に対する見解書」でございます。こちらは条例の規定に基づいて提出された環境の保全の見地からのご意見の内容と、事業者の見解をまとめたものがございます。

最後に資料4は、「県関係機関からの質問等及び事業者の回答」でございます。県の関係機関から提出された質問・意見の内容と、事業者の回答をまとめたものがございます。

その他に関連資料としまして、1つに綴じたものをお配りしておりますが、各資料

の補足説明ということで、事業者でご使用になるということでございます。
事務局からの説明は以上でございます。

亀山委員長

それでは、資料の1と2について事業者から説明をお願いします。

コンサルタント
井上
(パシフィック
コンサルタンツ(株))

まず資料1につきまして、パシフィックコンサルタンツの井上よりご説明いたします。今回ご説明する内容は、前回、第1回目の審議で、持ち帰り検討させていただきまますと回答させていただいたところを中心に、ご説明を進めてまいりたいと思いません。

No. 2の地形地質に対する花里委員からのご意見ですけれども、深層崩壊について必要があれば独自に調査を行うこと、または深層崩壊が起きても影響が及ばないような建物の作り方を検討する必要がある。というご指摘をいただきました。

それに関しましては、事業者の見解として事後回答のところを見ていただくと、平成24年9月10日付けで国土交通省が公表した深層崩壊に係る資料によると、対象事業実施区域(建設候補地)における深層崩壊の可能性は低いとされています。これにつきましては、今日の信濃毎日新聞の記事に同じようなことが載っておりましたが、今後、詳細な地質・地下水調査を行い、その結果を踏まえて土地の安定性及び建物設計について検討を進めてまいりたいと考えております。

続いてNo. 3、地形地質の花里委員のご指摘ですけれども、現場付近にゲレンデがあるが、そこで大雨が降ることにより水が出たり、冬場に雪崩が起きる可能性がある。問題が起きないように検討する必要があるのではないかと。これに関連して亀山委員長から、ゲレンデは土砂災害警戒区域であるということも含めて検討したらどうかとご指摘をいただいております。

これにつきましては、対象事業実施区域において、地下水観測孔を設置し地下水の状況を把握するとともに、東側の舟ヶ沢及び西側のゲレンデ沢について流量を継続的に調査する計画であり、その調査結果を踏まえて危険性等について検討を続けてまいりたいと考えております。

No. 4、大気質の野見山委員のご指摘です。微小粒子状物質(PM2.5)について、方法書に数値及び予測の記載がないが、測定を実施した方がよいのではないかと。というご指摘をいただいております。

これにつきましては第1回の審議の際にもご説明しておりましたが、PM2.5については現時点で予測手法が確立されていないため、環境影響評価項目の対象外としてと考えております。但し、準備書では事業計画における排ガスの想定計画値に係る記述、これは方法書でいいますとP2-7に該当しますが、その備考欄に「微小粒子状物質(PM2.5)に対しては、排出基準が定められておりませんが、今後、煙突排ガスの排出に伴う影響が想定された場合は、必要な措置を講じる計画である。」という旨の、事業者努力として実施する配慮事項を追記したいと考えております。また、存在・供用時の環境影響評価項目の選定理由においても、同様のコメントを追記したいと考えておりますし、さらに対象事業実施区域及びその周辺におけるPM2.5の現況については、一般環境大気測定局である佐久局、これは佐久市内の合同庁舎内にありますが、そこでの測定結果を引用し、準備書で整理したいと考えております。

No. 5、騒音・振動・低周波について、野見山委員からご指摘いただいた点です。

騒音・振動・低周波音の調査頻度は晩秋1回ということだが、もう少しきめ細やかに実施しなくてよいか。とご指摘をいただいております。

これに対しましては、建設候補地で当初計画していた騒音、振動の晩秋1回に加えて、佐久スキーガーデンパラダの営業期間である冬季に調査を1回追加したいと考えております。場所につきましては、追加資料の右上に「資料1 No. 5 関連」とあるものをご覧いただければと思います。図面をお付けしていますが、騒音振動の調査地点として、冬場には建設候補地のパラダ側の敷地境界、図面で言いますと①の

Aと書いてあるところ、それとパラダのセンターハウス、③とありますが、この2地点で冬季における測定を行いたいと考えております。それ以外の地点につきましては晩秋1回ということで、今のところ予定しています。こちらの結果は、触れ合い活動の場の影響予測にも活用したいと考えております。

No. 6、悪臭に対する野見山委員からのご意見です。悪臭については夏季1回のみの測定となっているが、四季の調査が必要ではないか。

これに関しましては、前回の委員会でもご説明したとおり、悪臭影響が最大となる夏季を対象として、当初計画通り夏季1回の調査を進めたいと考えております。

No. 7、水質に対する野見山委員のご意見ですけれども、調査頻度と時期について、生活環境項目については年4回、健康項目については年2回となっている。もう少し頻度が必要ではないか。

それに対しての回答といたしましては、健康項目は、季節変動を受けやすい項目ではなく、対象事業実施区域周辺には発生源となるような施設等も存在しないことから、当初計画通り年2回と考えております。生活環境項目については、当初計画予定通り年4回、四季を通じて調査をすすめたいと考えております。

No. 8、土壌に関する野見山委員からのご指摘です。土壌の測定回数は1回であるが、これももう少し頻度が必要ではないか。

土壌についても、季節変動を受けやすい項目はなく、対象事業実施区域周辺には発生源となるような施設等も存在しないことから、当初計画通り年1回と考えております。

No. 5～No. 8の意見を受けてNo. 9、亀山委員長より野見山委員の意見を踏まえて、調査頻度を定めるべきかどうか疑問であるので再考して欲しいというご指摘でした。

これにつきましてはNo. 5からNo. 8でご回答させていただきとおりに、長野県環境影響評価技術指針に定められておりますが、再度見直しを行い、検討をしたところ、上記の通り回答させていただきたいと考えております。

No. 17、大気質に対する鈴木委員からのご意見ですが、実施区域の南東側にはスキー場のゲレンデがある。ばい煙等が斜面を伝って上昇することが想定されるため、ゲレンデ上に調査地点を設定してはいかがか。というご指摘がありました。

これに対しましては、三次元マスコンモデルを用いて大気質の予測をさせていただく予定ですが、再現性を確認するために、バッテリーで稼働する風向・風速計をスキー場のゲレンデ頂上付近に設置し、四季における地上気象観測を追加で実施したいと考えております。そちらの位置につきましては、追加資料の右上のNo. 17とあるところの図面を見ていただきたいのですが、こちらの図面のうち、緑の四角でお示しします19番、市道南北線と吹き出しが出ていますが、その左斜め下のところになりますけれど、こちらの地点に1点、地上観測地点を追加したいと考えております。こちらの図面は凡例を方法書から修正しておりますが、こちらについては、No. 15の鈴木委員からのご指摘で、凡例の色分けをした方がよいのではということがありましたので、反映した形で修正させていただいております。

No. 18、触れ合い活動の場に対する亀山委員長からのご指摘です。対象事業実施区域周辺には、雪窓公園や平尾山の公園など都市計画に基づく都市公園があるのに、方法書には記載されていない。というご指摘と合わせて、スキー場もあるため、その利用状況をしっかりと把握する必要があるというご指摘をいただいております。

まずは都市公園に係る分布図の状況ですが、追加資料のNo. 18と右上にある資料をご覧ください、ご指摘を踏まえまして、対象事業実施区域周辺での都市公園の分布状況一覧表を図面と合わせて、位置情報を整理してあります。

No. 19ですが、こちらはNo. 18のスキー場の利用のことに関連することですが、触れ合い活動の場については、ゲレンデを利用しているスキーヤーなど利用者の目線について押さえていただきたいというご指摘がありました。

これにつきましては、触れ合い活動の場の調査項目である「利用状況・資源の状況・周辺環境の情報」の調査方法として、当初予定していた施設管理者からの聞き取りに加え、利用者への聞き取りも追加したいと考えております。

また、景観項目の調査地点No. 1、佐久スキーガーデンパラダの北パラダセンターハウスのほかに、ゲレンデも追加したいと考えています。

No. 20、景観に対する亀山委員長からのご指摘です。風致地区については、もう少し言及しておく必要があるのではないか。というご指摘をいただきました。

これについては、準備書以降の地域概況の中で、風致地区に係る説明文を追加したいと考えています。

No. 21、文化財に対する亀山委員長からのご指摘です。文化財項目について、環境影響評価項目への非選定理由を記載していただきたい。というご指摘です。

準備書以降において、文化財項目の非選定理由を追記したいと考えております。

No. 23、触れ合い活動の場に関する陸委員からのご指摘です。スキー場の利用状況については、施設管理者への聞き取りを1回行うこととなっているが、利用者への聞き取りも行っていただき、併せて複数回の聞き取りも検討していただきたい。というご指摘です。

これにつきましては、No. 19の解答にもあるとおり、利用者への聞き取り調査も追加したいと考えております。

No. 24、触れ合い活動の場に対して陸委員のご指摘ですが、触れ合い活動の場の分布に関連して、利用者への聞き取り調査により事業着手前の現況を把握した上、工事中及び供用後に聞き取り調査を行い比較する必要があるのではないか。ということです。

これに対しましては、利用者の聞き取り調査については先ほどご説明したとおり追加させていただきます。また事後調査の必要性については、影響予測結果を踏まえ検討を行ないたいと考えています。

No. 26、触れ合い活動の場について陸委員からのご指摘です。触れ合い活動の場の調査については、景観の調査地点のうちNo. 2、No. 3及びNo. 7についても、触れ合い活動の場の調査地点に加えてはいかがか。とのご指摘がありました。

景観調査地点No. 2、中山道小田井宿跡は町並みが御代田町指定の史跡となっておりますが、一般の住宅が中山道沿いにあるという状況で、広く見学者等を受け入れる施設ではないことから、触れ合い活動の場としての位置付けではないと判断されます。また景観調査地点No. 7、越生学園グラウンド付近は、そのグラウンドが学校法人の施設であり、不特定多数の利用を供するものでないということから、触れ合い活動の場には該当しないのではと考えています。以上のことから現況の計画通り、5地点対象に調査を進めたいと考えています。

No. 27、地形地質について富樫委員からのご指摘です。方法書に地象の状況についての記載があるが、これでは一般の方には分からないのではないかと。地形がどのように複雑で、どういった特徴があるかということに記載していただきたい。といったところです。

これに関しましては、準備書以降の地域概況の中でご指摘がありましたような説明文を追加したいと思います。また土砂災害警戒区域等、ご指導いただいた内容を整理し、準備書に掲載したいと考えています。

No. 28、地形地質の富樫委員からのご指摘です。注目すべき地形地質について日本のレッドデータブックに該当する地形がないと言うだけで、保存すべき地形はない旨の記載があるが、基本的に現地形、自然の地形があれば保存の対象となることを認識していただきたい。というご指摘でした。

地形・地質の項目では、計画上では「土地の安定性」だけを対象にしておりましたが、「地形」も環境影響評価項目として付け加えたいと考えています。その中で、検討を進めていきます。

No. 29、水象に対する富樫委員からのご意見ですが、対象事業実施区域周辺の井戸の調査を記載されているが、地点は把握されているか。といったご指摘でした。

こちらにつきましては、補足資料の右上にNo. 29とある図面を見ていただければと思います。前回の委員会の後、事業者より地元への聞き取りをしていただき、図面のうち濃い青でお示ししてあります、⑥～⑧の計3カ所の既存井戸を確認して、そちらを対象に調査を進めていきたいと考えています。

No. 34、植物に対する佐藤委員からのご指摘です。佐久市と御代田町については最新の植物誌が出ていると思うので、確認していただきたい。というご指摘がありました。

これにつきましては現時点で検索等をしてみたのですが、今のところまだ見つけれない状況です。今後継続して調査を進めて、準備書作成時点で、最新の植物誌も既存資料調査の対象として追加したいと考えております。

資料1については以上となります。引き続き資料2ですが、前回の委員会のと技術委員から追加意見をいただきましたので、事業者の見解についてご説明したいと思います。

まずNo. 1、地形地質に対する富樫委員からのご指摘です。設計上必要とされる掘削部分の面積と深さについて、現時点で想定される数字（最大値）を示してください。

これについては、現在測量成果に基づき造成方針を検討中であり、現時点では想定される数字を示すことはできませんが、年度内に造成方針を決定する計画です。そのため、準備書には設計上必要とされる掘削部分の面積と深さを記載したいと考えています。

No. 2、水象に対する富樫委員からのご指摘です。地下水利用について今後聞き取り調査を行うとされていますが、その際の調査項目を示してください。

これにつきましては、周辺地域の地下水利用調査は、調査時点における利用状況の聞き取りに加えて、井戸の構造、現況の地下水位、現地で簡易的な計測器を用いての水質測定項目（pH、電気伝導率、水温、調査時の気温）を調査する計画をしています。

No. 3、地形地質について富樫委員からのご意見です。地域の概況における地象の説明については、対象事業実施区域及びその周辺について意見要旨の欄にあります地形、地質、土砂災害警戒区域等の視点に留意して、一般の人にも分かるような簡潔な説明を加えてください。

これに対してはご意見を踏まえて、地域の概況における地象について、準備書には一般の人にも分かるように説明文を追加したいと思います。

No. 4、地形地質に対する富樫委員からのご指摘ですが、方法書P3-6で使われている用語について、以下のように修正していただきたい。

- ・ 第三紀層→新第三紀層に修正
- ・ 第一軽石流堆積物→小諸第1火砕流（または小諸第1軽石流）

これについては、ご意見を踏まえて準備書で修正したいと考えております。

No. 5、悪臭について塩田委員からご指摘をいただいています。時間帯によるごみ搬入車両の集中により、車両が待機を余儀なくされ、悪臭等の二次的な影響が発生しないよう留意されたい。

これについては意見を踏まえて、今後施設に係る受入計画の中で詳細に検討を進めたいと考えています。

No. 6、景観に対する梅崎委員のご意見ですが、幹線道路が近くに走っているのに、幹線道路からモニタージュによる予測を行うこととされているが、幹線道路からは同様に調査しなくてよいか。とのご意見でした。

これに対しては幹線道路におけるドライバーからの視点は移動眺望点という位置づけになりますので、予測評価は非常に難しいと考えております。

No. 7、騒音に対する塩田委員からのご意見ですが、騒音の評価手法として、騒音に係る環境基準を環境保全目標としているが、計画地周辺は地域指定がされておらず、もともと静かな場所であるということで、環境基準と比較することはいかがか。というご意見をいただいております。

施設稼働に伴う騒音の評価は、敷地境界での騒音レベル予測結果について、対象事業実施区域周辺の土地利用を勘案して環境基準の当てはめを行い、比較するとともに、現況値との差分についても評価したいと考えております。

No. 8、低周波音に対する塩田委員からのご意見ですが、低周波音の予測評価においては「低周波音問題対応の手引書」に記載されている参照値を環境保全目標値として使用せず、施設稼働前後の測定結果について比較検討を行い、もし数値が基準をオーバーしてしまったら、新たな科学的知見に基づいた環境保全の措置により対応するような形としてはどうか。

これに関しましては、低周波音に係る環境影響評価については、「低周波音問題対応の手引書」に記載されている参照値も参考としつつ、意見内容を踏まえ、必要に応じて新たな科学的知見に基づく追加的な環境保全措置の必要性についても検討を進めたいと考えております。

No. 9、低周波音に対する塩田委員からのご意見です。低周波音の評価の方法として、受音側において影響がないとされる目標値を設定し、その数値から逆算して発生源における目標を定めてはいかがか。というご意見に対してです。

施設稼働に伴う低周波音の予測は、詳細な施設計画に基づいて行うため、今後、当該計画の検討時期との兼ね合いを踏まえ、ご意見内容を踏まえて検討したいと考えています。

No. 10、低周波音に対する塩田委員のご意見ですが、低周波音についての研究が進んでおり、国内海外問わず様々な知見が出されているため、そういったものを調べていただいた上、今後の資料に記載していただければ事業者としてしっかり調査をされていることが見えるので、お願いしたい。

これに対しましては意見を踏まえ、今後、低周波音に係る予測評価のとりまとめを進めていきたいと考えております。

No. 11、景観について梅崎委員からのご意見で、煙突が周囲の風景となじむようなデザインを工夫されてはどうか。もしくはこの周辺は観光地であるため、ランドマークや展望台的要素を加え、観光資源として活用してはいかがか。というご意見がございました。

これに対しましては意見を踏まえて、今後、煙突のデザイン等について検討を進めてまいりたいと考えています。

説明は以上となります。

亀山委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご意見ご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

塩田委員

2つございます。1つは事務局に確認なのですが、資料1は第1回目に現場に行かれた際の質問かと思えます。私は欠席したのですが、私の名前が載っていることは大丈夫ですか。

事務局
清水

1番はそのときの意見だけではないのですが、追加意見が関連するということで名前を入れさせていただきました。関連しているということの意味でだけです。申し訳ないです。

塩田委員

分かりました。それから追加資料の1のNo. 5、工事による影響のところで、調査項目に環境騒音と書かれております。これは良いと思うが、工事しているときの騒音

については、騒音規制法で規制されているはずであるので、下の現地調査内容のところには騒音規制法を入れた方が良いと思うが、いかがですか。

コンサルタント
宇田川

ご指摘の通り、時間率騒音レベルの測定に関しましては、騒音規制法のものだけでございますので、そちらの方を記載するようにいたします。

塩田委員

ありがとうございます。

亀山委員長

その他いかがですか。どうぞ。

梅崎委員

第1回の技術委員会を欠席しまして、追加して現場に視察に行つて意見を述べたこの資料2のNo.6についてです。景観についての幹線からのモニタージュについて、予測は難しいという回答でしたけれども、移動視点としてはそうですが、要するにどういうところから景観を見て評価するかという中に、幹線道路を入れてはいかがかということが主な主旨でありまして、例えばある程度眺望が良いところや、交差点といったところの視点を入れていただければと思います。特に移動視点ということを強調した訳ではありませんので。

亀山委員長

これは道路からの見え方といった時に、ドライバーからの視点だけではなく、例えば観光バスなどは乗客が窓から見ている訳ですので、そういうことを考えるとドライバーからの視点だけの見方ではなく、幹線のところには多くの目が集まっている訳ですので、そういう視点で見えていただきたいということですので、そこをご理解いただきたい。

コンサルタント
井上

今の委員からのご指摘を踏まえ、幹線道路沿いの調査地点を検討させていただいて、追加の調査をさせていただきたいと考えています。

富樫委員

資料2の1番なのですが、現在検討中で決まっていないうことなのですが、造成の規模等想定されるものに基づいて方法というものが出てくるはずですので、この見解だとまだ基本計画が決まっていまふということですので、それであればまだアセスは早いのではと考えられます。全く想定がないはずはないと思いますので、今考えられる最大規模として、このくらいの範囲、これ以下になるというようなことで結構ですので、示していただきたいと思ひます。

亀山委員長

方法書段階ですので、詳細な設計が詰まっからという話をしている訳ではありませんので、現時点で想定できる値で示してもらいたいということですよ。

事業者
佐藤
(佐久市
環境整備推進局)

今のご指摘でございますが、現況測量は既に済んでおり現実に検討に入っております。マックスということでもありますけれど、できるだけ具体的な範囲をお示ししたいと考えております。

亀山委員長

よろしいでしょうか。はいどうぞ。

花里委員

資料1のNo.3、私の意見に対しての回答についてお聞きしたいのですが、事後回答のところで地下水を調べると言うことなのですが、前回発言した大きな問題としては雪崩についてのことでして、僕はよく分からないのですが、地下水を見ることで雪崩の危険性は分かるのでしょうか。

コンサルタント
宇田川

まず雪崩につきましては、表層部分については地下水というよりは他の気象条件等により起きるものですが、深層の部分については地下水の流れ等が原因となる場合がございますので、それについても配慮して測定をするということでご検討いただいております。

花里委員

そうですか。これ以外にも大雨のこともおっしゃっていたので、そのことも関係するのかなと思いましたが、それで結構でございます。
雪崩の調査をするだけでなく、例えば過去に雪崩が起きたとか、その時はどういった状況だったといったような記録があれば調べていただきたいと思っております。

事業者
佐藤

北パラダスキー場はほとんど人工雪ということでございまして、この地域は雪が非常に少ない場所ということです。スキー場開発がされてから 20 年程になりますが、雪崩が起きたことはないということでございます。

花里委員

分かりました。ただ、最近は何と比べて気象状況が変わってきているので、雪崩が起きる可能性があると思っておりますので、それについては留意していただきたいと思っております。

亀山委員長

はいどうぞ。

野見山委員

資料 1 の No. 7 と No. 8 のところですが、回答の中にある健康項目は季節変動を受けやすい項目がなくということですが、この根拠が何なのかということです。多分根拠はないのだらうと思っております。後は存在供用によってこういう変動が起きる、何らかのデータが変わる可能性がある中で、頻度を増やすことが必要ではないかということ、これがないことを前提でその高い低いという議論ではないものから、そういう意味で頻度を増やしてほしいということをおっしゃっているということ。悪臭については直感的にはこれで良いのかもしれませんが、水質・土壌については 1 回というのはあまりにも少ないと思っておりますし、水質に関しても季節変動が起きやすい項目がなくという意味であれば、少し厳しいのかなという気がいたします。いかがでしょうか

コンサルタント
宇田川

申し訳ありませんが、今の先生のご意見の主旨をもう一度確認させていただきたいのですが。一つは排ガスを出す側のごみ質に季節変動があるのではないかと、またそれによって出てくる有害物質の質が変わるのではないかとご指摘でございます。

野見山委員

変動があることの根拠としては、必ずしもごみ質の変動が無い状態でも変動がある場合もあるので、これに関してはごみ処理場の有無にかかわらず、もともと季節、あるいは月ごとの変動があるのだらうと思われるので、これに関して年 2 回というのは少ないし、年 1 回というのはあまりにも少ないのではないかとと思っておりますので、追加をお願いいたします。

コンサルタント
宇田川

健康項目に関しまして、年変動が大きいと目される項目については、先生の方でこういう項目があるということがあれば、教えていただけますと助かるのですが。

野見山委員

基本的には年変動の有無については、予測が厳しいのではないかとと思っております。大気質とか、ある程度詳細なデータがあれば別ですが、水質についてはもちろんある程度変動があることが前提でこういう検査をするわけですので、そういうためにある程度の頻度が必要だと思っております。ただ毎月 1 回測るということはやり過ぎだと思っております。

で、年4回この季節に見合った回数というのはミニマムであろうということで、前回意見を申し上げました。

コンサルタント
宇田川

ごみ質によって出てくる排ガスや水質については、それ程大きな変動はないかと思えますし、何よりも、ストレートに排ガスや排出水として出るという訳ではなく、当然水処理や排ガス処理を通して一定の濃度以下に抑えて排出するものでございますので、そういう意味で大きな環境に与えるような変動はないということで、私どもの方では認識しているところでございますが、ご指摘の主旨を踏まえまして、持ち帰り検討させていただきたいと思えます。

野見山委員

何かあった時に困るという意味で、頻繁にある程度調査するという調査の大前提のことを考えますと、これを減らすということは厳しいと、改めて加えさせていただきます。

亀山委員長

ついでに7番の水質のところですが、事業者の見解要旨のところ、コンサルタントとしては十分ではないかと考えています。とありますが、ここは基本的に事業者の意見ですが、あえてコンサルタントとしての意見ということは、事業者と意見が違うからこう書いているという意図ですかね。

事務局
清水

これはそういう主旨の意味ではなく、とりあえず第1回目に口頭でお話された内容のテープを起こしたものでございまして、申し訳ございませんが、主旨としては事業者ということで見ていただけたらと思えます。

亀山委員長

なるほど、了解しました。はいどうぞ。

片谷委員

私も前回欠席をさせていただきましたが、現地は行って見てまいりました。

野見山委員の意見の中で、悪臭についてはこれで良いだろうというようにおっしゃったわけですが、こういうものは、それぞれの項目の規制がどういった体系になっているかという点が重要だと思っております。悪臭のように苦情が出たときに規制するかどうかを考える主旨の環境項目に関しては、常に最大を押さえておけばそれだけでよいという考えですので、夏に1回測定するということは、過去のほぼすべてのアセス事例で使われていると思えますので、これは至極妥当な方法だと思えます。

水質に関してはだいぶ状況が違いまして、年の中での変動というのは重要な要素ではあります。ただ1つ気になりましたのは、野見山委員のご指摘と事業者からの回答の中には、現地調査の回数と予測を季節別にするかということが混在していたように聞こえておりました。現地調査は季節変動のありえる項目については増やした方が良いでしょうが、過去の調査データがあるものに関しては、それをできるだけ活用すればよいということが言えるかと思えます。

予測に関しては、現地での状況を予測する場合には、季節変動があるものに関しては、その季節性を表現できるような予測のタイミングの設定を考える必要がありますので、それは2回がよいのか、4回がよいのかということについてはあまり専門が近くないので申し上げますが、そういう観点で決めていただく必要があると思えます。少なくとも現地調査と予測とは同列には扱えないだろうというふうに感じております。

亀山委員長

その他いかがでしょうか。それでは、続いて資料の3と4につきましても事業者から、ご説明を受けたいと思えます。よろしく願いいたします。

新クリーンセンター建設に係る環境影響評価方法書の意見書に対する見解書について、お手元の資料3によりご説明いたします。

まず、表紙1ページにあります、環境影響評価方法書の公告縦覧及び意見募集についてですが、公告日はこちらに記載されている通り平成24年7月23日、縦覧期間は同日から8月22日まで。縦覧場所は長野県環境部環境政策課、他8ヶ所で行われ、意見募集の期間は平成24年7月23日から9月5日まででした。意見の提出先は、佐久市環境整備推進局新クリーンセンター整備推進室、意見書の提出件数は1件で、別紙にありますとおり36項目でした。

2ページをご覧ください。

意見書の要旨を説明し、その意見、問いに対する事業者の見解を述べたいと思います。No. 1ですが「現時点では施設配置、工事関係車両及び想定搬出入車両等の導入路は決定していない」とは、今までの佐久市の当該系の言ってきたことと異なります。

対する事業者の見解といたしましては、市では、施設配置及び導入路について、あくまでもその時点における想定案を説明してまいりました。現在、建設候補地の地形測量に基づき敷地造成及び導入路の設計を行っております。今後その成果を環境影響評価に反映していくため、標記の表現といたしました。

No. 2、どこへ灰を搬出するのか。「飛灰」なるものの定義と説明が不足しています。

こちらに対する見解といたしましては、焼却灰及び飛灰の搬出先は現在検討中で、準備書以降の焼却灰に係る説明文の中で飛灰の定義を記載いたします。

No. 3、「2-5」の排ガスに関する想定計画値の項目に、なぜ「放射性物質」は入っていないのでしょうか。

対する見解としましては、現行法では放射性物質は排ガス規制項目には含まれていないため、同表に含めていません。なお、環境影響評価とは別に、事業者の自主的な取り組みとして放射性物質に係るモニタリング調査を実施する計画でいます。

No. 4、「想定搬入時間は日中を想定しているが、登校・下校の時間帯は避けるべきです。」

これにつきましては、施設への搬入開始時間は、登校時を避け、午前8時30分以降とし下校時までには搬入が完了するよう努めます。

No. 5、「想定搬出入車両ルート」の中に高速道路とありますが、なぜですか。

こちらに対しましては、搬出入車両ルートは、交通安全を優先するため、可能な限り高速道路の利用を検討しています。なお、高速道路の利用料金は一般車両と同額で考えています。

No. 6、工事を落札した業者では徹底できても、その子請け・孫請けの業者が必ず存在するはずで、それらへの徹底は通常は難しい。徹底できているか否かを責任持ってチェックする機関が必要です。

こちらに対する回答といたしましては事業者の責任として、工事の施行監理を厳格に行ってまいります。

No. 7、なぜ「対象事業実施区域」が「佐久市・御代田町・小諸市及び軽井沢町」なのですか。

こちらの意見に対しましては、記載順については、対象事業実施区域（建設候補地）に近い順としています。

No. 8、「環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況」の中に「放射性物質」がないのはなぜでしょうか。

こちらは先程のNo. 3と同じ見解で、現行法では含まれていない点。なお、環境アセスとは別に事業者の方でモニタリング調査を実施する計画であります。

No. 9、放射性物資を調査するとしたらどの項目に入るのでしょうか。

こちらに対しましては、放射性物質については長野県環境影響評価技術指針の中でも調査項目に含まれていないものであり、今回の調査及び予測評価でも対象としない

計画です。繰り返しになりますが、事業者の自主的な取り組みとして放射性物質に係るモニタリング調査を実施する計画でいます。

No. 10、「水環境保全条例の水道水源保全地区」に指定されていないとしても、豊昇区久能の水源地が現に存在しているはずで。

この旨の意見に対しましては、「水環境保全条例の水道水源保全地区」に指定されている水源は予備調査の範囲内には存在していません。久能の水源地についても、同条例に基づく指定はなされていません。なお、久能水源については関係するページに記載しています。

No. 11、「土砂災害警戒区域（Y土石流）」周辺が大変危険であるので、ある地籍にクリーンセンター建設は不適當です。

対象事業実施区域（建設候補地）は、今後、詳細な地質・地下水調査を行い、また、東西の警戒区域の降雨に対する流出特性等も把握する計画です。

No. 12、アクセス道路「市道南北線」も「土砂災害警戒区域（Y土石流）」に指定され大変危険です。

こちらについては、土砂災害警戒区域において、道路走行上の規制はありませんが、万が一、災害が発生した場合は、仮設道路の整備、迂回路などにより対処していきます。

No. 13、危険力所の多いはずの豊昇、面替地籍に指定地域がないのは、不思議という意見ですが、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている豊昇地区城ノ腰及び面替地区上尾崎地籍については、準備書以降の地域概況に係る説明の中で追加修正を行ってまいります。

No. 14、佐久盆地の真ん中の佐久市役所と、クリーンセンター建設予定地である平尾山北麓とでは、根本的に「風配」が異なっている可能性が極めて高いと言わざるを得ませんという旨のご意見でしたが、佐久地域気象観測所は、対象事業実施区域に最も近接する気象観測所であることから、同観測所の風配図を掲載しています。対象事業実施区域の気象については、今後、実施する現地調査を通じて把握する計画です。

No. 15、「主な河川の概要」として6つの河川が載っていますが、今回特に影響が及びそうな梨沢川や熊沢川がありません。ということです。

見解としましては、予備調査は、既存資料調査を中心に実施しています。主要な河川については、長野県の「河川調書」に基づき整理しています。準備書では、ご指摘の2つの河川も対象に整理します。

No. 16、「河川、湖沼、ため池の現況」に森泉山頂にある弁天池が載っていません。

これに対する見解といたしましては、予備調査は、既存資料調査を中心に実施しています。ため池については、長野県の「河川調書」（平成11年、長野県）に基づき整理しています。準備書では、ご指摘の池も対象に整理し、水質項目では、工事中の濁水影響と施設供用時の施設排水の影響について影響検討を行います。

ご指摘の弁天池は、対象事業実施区域を含む流域とは異なるため、上記影響を受けないと判断されるため、調査地点としては選定しておりません。

No. 17、「動植物現地調査の対象範囲」が、建設予定地とその南東方面（平尾山方向）の長方形ですが、これでは不十分でという旨の意見については、現在示している調査範囲は、既存資料調査の対象範囲を表しています。動物、植物、生態系の現地調査は、図に示すとおり、対象事業実施区域を含む生態系を構成する最小単位である小流域の範囲を中心に、工事排水や雨水排水の放流先である湯川までを含めた範囲としています。

No. 18 面替や豊昇には絶滅危惧種であるアサギマダラ（蝶）を保護しようと、任意民間団体が、食草の藤袴（フジバカマ）を植える活動をしています。このことをもきちんと把握していただきたい。

動物の現地調査では昆虫類も対象とします。アサギマダラは絶滅危惧種ではありませんが、飛来地として保全活動を行っていることを踏まえ、調査範囲内における把握

を行います。

No. 19 建設候補地の東側の沢を南北に流れる「梨沢川」と、森泉山から湯川までの地域を東西に流れる「久能沢川」は、長期に渡って丹念に調査すべきです。

これに対する見解ですが、動物、植物、生態系の調査範囲は、先程の説明と同じで、生態系を構成する最小単位である小流域の範囲を中心に、やって参りたいと思います。梨沢川と久能沢川は、上記小流域には含まれないことから、動物、植物、生態系の調査範囲には含めていませんが、久能沢川では、方法書案に係る説明会でご指摘いただいた内容を踏まえ、水質調査を実施します。

No. 20 「主要な眺望景観」の調査は、計画では建設予定地の北方や西に偏り過ぎます。なぜ、広戸地区ないしは草越地区が入っていないのでしょうか。

こちらに対する見解は、主要な眺望景観は、眺望点から対象事業実施区域方向を眺望した際、その眺望景観に対する影響検討をいします。そのため、調査地点は、対象事業実施区域を視認できる眺望点を選定いたしました。対象事業実施区域の東側及び南側の眺望点から当該区域を視認することができないことを予備調査の中で確認しているため、選定をしていません。

No. 21、文化財に指定されてはいませんが、平尾山は山頂から全ての支脈に渡って、切れ間なく中世の山城や砦やそれに関わる遺構が存在している旨の意見がありました。

対象事業実施区域については、既にスキー場開発区域として埋蔵文化財調査を完了しています。

No. 22、「一般環境大気測定局位置図」にある小諸局、佐久局では不十分の旨意見がありました。

一般環境大気測定局である小諸局及び佐久局は、予備調査範囲内に位置する測定局であるため、既存資料調査として、同局における過去5年間の測定結果を整理しています。新クリーンセンター建設に伴う大気質への影響検討に当たり、現況把握を行うには同2局での測定結果では不十分であるため、大気質については計12地点の現地調査地点を配置し、現況把握を行う計画です。

No. 23、小諸局、佐久局ともに「有害大気汚染物質の測定は実施していない」とありますが、是非実施すべきです。特に「放射性物質」については、その調査なくしては安全・安心とは言えません。

長野県では小諸局、佐久局は含まれていませんが、大気汚染防止法の規定に基づき、県内におけるベンゼン等の有害大気汚染物質の状況を把握するため、一般環境を6測定局、発生源周辺を1測定局、沿道を2測定局にて測定を行っています。新クリーンセンター建設に伴う環境アセスでは、工事用車両等の走行に伴う大気質への影響評価を行うため、沿道環境大気質調査項目の一つとしてベンゼン等を選定しています。放射性物質については、今まで説明してきた通りです。

No. 24、「事業の特性及び地域の特性を考察し」とは、今回の場合、具体的にはどのような内容なのでしょうかという旨の意見をいただきました。

見解といたしましては、新クリーンセンター建設に伴い実施する環境アセスは、長野県環境影響評価条例に基づき実施します。環境影響評価項目は、同条例及び技術指針を踏まえ選定してまいります。事業の特性については、方法書第1章及び第2章に記載しています。地域の特性については、予備調査結果を踏まえて、第3章に整理しています。

No. 25、焼却施設の稼働に対して、環境要素の重点化項目として、「その他必要な項目」「土壌汚染」のところ未記入になっている旨のご意見をいただきました。

こちらについては、環境影響評価で扱う「粉じん」は、工事中に発生する土ほこり等の降下ばいじんを主な対象としています。存在・供用時では、降下ばいじんの発生は想定されないため、環境影響評価項目として選定していません。存在・供用時の水質「その他必要な項目」については、新クリーンセンター稼働に伴い発生する施設排

水は、すべてリサイクル利用する計画であります。新クリーンセンターの敷地外に放流しないことから、環境影響評価項目として選定していません。存在・供用時の土壤汚染については、新クリーンセンターの稼働に伴い土壤に対する影響要因として、煙突排ガスの排出に伴うダイオキシン類の影響が想定されます。この影響については、「環境基準が設定されている項目及び物質」で影響評価することから、「その他必要な項目」を環境影響評価項目として選定していません。「残土等の副産物」は、工事中に発生する建設副産物を対象としており、存在・供用時では環境影響評価項目として選定していません。放射性物質についての見解は、同様です。

No. 26になります、環境影響評価の項目の選定理由（大気質・存在・供用による影響）について、廃棄物の搬出処理の選定項目の分類・根拠等の欄は「－」印となっておりますが、本来は「○」印ではないかという指摘ですが、

存在・供用時の「廃棄物の排出・処理」は、新クリーンセンターの稼働に伴い発生する焼却灰及び飛灰等、廃棄物の排出・処理を対象とした影響要因です。焼却灰及び飛灰等の運搬に伴う大気質への影響については、影響要因「自動車交通の発生」で影響評価を行います。そのため、「廃棄物の排出・処理」は大気質の影響要因として選定していません。焼却灰及び飛灰の処分先は、今後、処分場の安全性を十分検証した上で決定します。

No. 27、「悪臭による周辺環境への影響はないと考えられる」とありますが、その根拠は、

新クリーンセンター建設に当たり、悪臭影響が想定される影響要因としては、焼却施設の稼働に伴う影響が挙げられます。これらの影響要因については、悪臭項目で着目する特定悪臭物質及び臭気指数に影響を及ぼす可能性は小さいため、対象としていません。

No. 28、「水質への影響はないと考えられる」とありますが、これも前項の件と同じですが、

新クリーンセンター建設に当たり、水質への影響が想定される影響要因としては、焼却施設の稼働に伴う影響が挙げられます。これ以外の影響要因については、水質に対して影響を及ぼす可能性は小さいため、対象としていません。

No. 29、「施設の稼働に伴い廃棄物の発生が見込まれる」とありますが、廃棄物の最終処分が課題です、という意見につきまして、施設稼働に伴い発生する焼却灰及び飛灰の処分先は、先程申し上げました通り、処分場の安全性を十分検証したうえで、今後決定します。

No. 30、再三再四指摘してきましたが、現在でも放射性物質、セシウム等については、国による「環境設置基準が設定されている物質」に含まれていない旨のご意見についてです。

一般環境中の放射性物質に対しては、方法書作成時点で環境基準は設定されていません。また、長野県環境影響評価技術指針の中でも調査項目に示されていないものであり、今回の調査及び予測評価でも対象としない計画です。モニタリング調査を事業者として実施する計画です。

No. 31、大気質の現地調査、放射性物質についても調査が必要です。とあります。こちら意見No. 9の見解と同じですが、モニタリング調査は実施いたします。

No. 32、豊昇、成穂寺付近は1.4kmではなく、成穂寺墓地の上の尾根伝いに南東に上った愛宕山、通称「御岳山」の頂上に調査地点を変更願いたい旨の意見が出されました。

愛宕山付近は、観測機材を運搬するための搬入路は確保できますが、観測機材を設置するための開けた場所が確保できないことや、周囲が樹林等で地上10m付近まで覆われているなど、地上気象観測には必要な条件を満たしていない状況です。成穂寺付近は、豊昇地区の地形的な特徴を踏まえた気象状況の把握は十分可能なため、愛宕山付近への調査地点変更は行わないことといたします。

No. 34、「土壌汚染調査」です。こちら放射線物質、セシウム等の調査を是非加えるということですが、先程来の同様の見解になっております。

No. 35、あらゆる調査に次の地点を加える必要があります。平尾山の山頂、平尾山の頂上付近が無理であれば、少なくともクリーンセンターの上で平尾山頂に連なる尾根上で調査観測する必要がありますという旨の意見をいただきました。

これにつきましては大気質、悪臭及び土壌汚染の予測精度を更に向上させるため、先程の説明でもありましたスキー場ゲレンデ山頂部での地上気象観測地点を追加します。

No. 36につきましてはセシウム等の放射性物質の調査も項目の中に入れるべきであるということで、こちらは放射能関係で先程來說明している内容と見解は同じです。意見書に対する説明は以上です。

次に資料No. 4になります。県の関係機関よりいただいた質問に対する事業者の回答について説明します。

水大気環境課大気環境係の方からは、環境要素の区分について、環境基準が設定されている物質を選定しているにもかかわらず、環境基準が設定されている微小粒子状物質を調査予測の対象としないため、当該理由を明示していただきたいということでした。

こちらは先程の資料1 No. 4 と関連いたしますので、そちらの内容と重複しております。

No. 2、同じく大気保全係からいただいた塩化水素の目標環境濃度については、目標濃度を設定している地点が、不明に対する事業所の対応欄が履行されて無い旨いただきました。

塩化水素を含む、煙突排ガスに係る大気質の予測では、予測項目毎にコンター図を作成し、最大着地濃度出現地点を予測します。最大着地濃度出現地点の濃度を環境基準や目標環境濃度と比較するとともに、現況値との差分についても評価することとしています。

佐久建設事務所より急傾斜地の見直しに係る指摘をいただきました。これは先程資料を用意してありますので、別紙でお配りいたしました資料4のNo. 3関連で載っているところに、急傾斜地崩壊危険区域位置図ということで、今回追加で資料を出させていただいています。右側の城ノ腰と書かれているのが豊昇地区、上尾崎と書かれたところが面替地区に該当しています。

No. 4、自然保護課からは、長野県版レッドデータブックで注目される種についてミズゴケ等を記載されたし。と意見をいただきました。これにつきましても、説明文において、分かりやすい様に修正してまいります。

中部北陸自然歩道「浅間を望む佐久平のみち」が予備調査範囲にあるため、記載が必要ということで情報を追加して載せてあります。こちらについても、今ご覧いただいた資料4、No. 5関連ということでこちらの当該自然歩道は、今回、主な触れ合い活動の場の分布状況の中で記載をさせていただいております。

No. 6、環境保全研究所からいただいたもので、影響要因の区分で「廃材・残土等の発生・処理」において、処理方法を明記するか又は調査・予測・評価を行うべき旨のご意見をいただきました。

工事で発生する廃材は、現時点において、リサイクルを含めて適正に処理することとし、残土は他の公共工事への有効活用を検討しています。本工事のために新たな処分場を整備し、そこに廃棄処分することは想定していません。そのため、「廃材・残土等の発生・処理」による新たな動植物の生息生育環境への影響は極めて小さいことから、当該影響要因は非選定としています。

No. 7、こちら環境保全研究所からいただいたもので、地形改変の規模等明記するか、又は調査予測評価をすべきという意見をいただきました。

先程富樫委員からいただいたものと重複しますので、検討してまいりたいと思いま

す。

最後にNo. 8、水大気環境課大気保全係よりいただいたものは、現在の大気環境濃度に対して、事業による影響を最大限に回避、又は低減できていることを評価基準とするべきである旨いただきました。

こちら先程説明した煙突排ガスに係る大気質の予測では、予測項目毎にコンター図を作成し、最大着地濃度出現地点を予測し、やっていくということで先程の説明と同じになります。

私からの説明は以上であります。

亀山委員長

ありがとうございました。

それでは、ただ今ご説明いただきました資料の3と4、それだけではなくて、方法書全体につきまして委員の皆様からのご意見ご質問等ございましたら、お願いいたします。

なお、次回の会議で意見をまとめて技術委員会の意見としていきたいと考えておりますので、できる限りこの場でいろいろなご意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

片谷委員

まず資料3についてのコメントを申し上げたいと思います。

書かれている事業者の見解については、概ね妥当なことが書かれていると思いますが、意見を出された住民の方が考えられていることと、若干ずれが生じているような気がするところが何箇所かあります。例えばNo. 27の悪臭による周辺環境への影響がないと考えられるというのはおかしいという指摘に対する回答が書かれておりますが、私の想像で違っている可能性はありますが、おそらくこの意見を出されている住民の方は、悪臭は全く問題がないと書かれているというふうに読まれた可能性があると思います。実際には稼働に伴う悪臭の影響予測はする訳ですので、予測評価対象項目になっているということをまずは明記されないと、なかなか住民の方の、もし誤解をされている場合は解けない心配がある気がします。他にも同様の箇所がいくつかありますので、やらないのはおかしいじゃないかということに対しては、やるということをまずは最初におっしゃった上で、施設稼働に伴う悪臭以外のことは、対象としていないという説明になっている方が適切だろうと思います。他の部分については申し上げませんが、ぜひご留意いただきたいということです。

それに伴い、私の追加質問も一緒に申し上げさせていただきます。この施設では、稼働時の廃棄物運搬用の車両の、例えば洗車用の設備はこの場所に設けられる予定はあるかどうか。もしあるなら予測評価対象にしなければなりません、それがどうかお尋ねしたいと思います。

それと、稼働に伴う悪臭の予測を大気拡散式で行うこととなっておりますが、その場合の発生量、排出強度をどのようにして設定される計画でしょうか。今回の方法書はほとんど式を使わず、言葉だけで説明されていますので、その排出強度をどう決まるのか分からないと適切な予測が行われるかが判定できないので、今日ご回答できなければ後日で結構ですので、それをお願いします。

もう一点大気の話ですが、前回の鈴木委員のご指摘に対する回答につきまして、私の考えていたことの大半はクリアされているのですが、一点だけ、マスコンモデルで計算されることとなっておりますが、これはどういった条件設定で、何ケース計算されるのかということが分からないので、どのような計画かというのをお示しいただきたいと思います。

亀山委員長

ありがとうございました。最初にいただきましたご意見の、住民の方から出される資料3の意見への事業者見解ですが、意見書を出される方がどういったお気持ちで出されているかを汲み取りつつ書いていただくことが大事なことだと思いますので、そ

の辺の姿勢を持っていただくことが必要と思いますので、よろしくをお願いします。

今、ご質問いただきました悪臭の関連と大気に関してですが、よろしいでしょうか。

コンサルタント
井上

洗車施設の有無についてですが、現在の計画上、施設の整備は予定しております。それに対する予測ですが、洗車施設の稼働に加え、稼働に伴うプラットフォームや煙突排ガス等を全て含めまして、説明不足かもしれませんが影響要因の区分の、焼却施設の稼働という括りの中で対応しようと考えております。

コンサルタント
宇田川

ご質問をいただきました悪臭の原単位の設定方法ですが、方法書 P4-45 の 14 番に佐久クリーンセンターを入れておりまして、ごみピットでの源臭と、それから排ガス量は違いますが、ごみ質は佐久市のものと一緒でございますので、焼いた状態ということで煙突排ガスのところの臭気指数、それから特定悪臭物質の濃度を測って設定する予定で考えてございます。煙突排ガスについては、大気拡散式により、また、施設からの漏えいに関しましては類似事例の引用若しくは解析ということで、とりあえず距離減衰をとって、施設境界まででどのくらいクリアをできるかを見ていこうと考えているところでございます。

それとマスコンモデルについてのご質問をいただいておりますが、基本的に長期濃度の予測になりますので、風向については 16、それから安定度については気象の調査をしてみないと分からないところがございまして、とりあえず 3 以上になるかと思えます。風速のランクにつきましても、やってみないと分からないのですが、状況を見て設定させていただいて、200~300、もしかしたら 500 くらいになるかもしれませんが、その予測を掛けないといけないかなと考えているところでございます。

片谷委員

ありがとうございます。マスコンモデルについてはそれだけ計算しようという姿勢で計画されているのであれば、全く問題ないと思います。

悪臭の排出強度ですが、現有施設のデータを使うということですので、その施設規模や炉の型式の違い等による増減もある程度配慮した上で決めていただきたいと言うことを、要望として申し上げておきたいと思えます。

洗車施設を施設の稼働の中に入れると言うのは分かりましたが、施設の稼働といっても、洗車施設は施設の付属設備のようなものですので、方法書には別に書いていただいた方が適切であろうかと思えます。漏えい等について類似事例を引用することは一般的ですので、問題ないと思えます。

亀山委員長

ありがとうございます。この他にございますか。

富樫委員

資料 3 の意見に対する見解ですが、3 ページの 11 番の土砂災害警戒区域に関する意見に対して、今後詳細の地質、地下水調査を行うという見解になってはいますが、実際方法書の記載の選定項目では、地質も地下水も簡略化した項目として選定されている訳ですので、どちらが本当のことか。詳細な地質地下水調査を行うということは標準項目ないしは重点化項目にするのか、そうでなければ詳細な地質、地下水調査を行うとは書けないと思えますので、簡略化した調査を行うので済むという判断であれば、そういう見解をきちんと分かるような形に示していただきたいと思えます。

亀山委員長

この場所が土砂災害警戒指定区域になっており、一般的にいえば危険な場所である感じで受け取れるわけですので、今おっしゃったことについては明解にしておいていただきたいと思えます。

コンサルタント
宇田川

方法書のところでは簡略化項目に挙げているところでございますが、設計上、別途地質調査を行っておりまして、そちらの結果も踏まえたうえで総合的に対応していこ

うと考えているところでございます。ご指摘の中の簡略化ということでございますが、もう少し意味合いを精査いたしまして標準的な項目とするかということを持ち帰り検討させていただきたいと思っております。

亀山委員長

はい、この他いかがでしょうか。はいどうぞ。

陸委員

資料4のNo5、自然保護課からの指摘事項に関連してですが、中部北陸自然歩道というものの、長野県だけでなく近隣の県にもつながっているものでございますが、この中で、自然保護課より「浅間を望む佐久平のみち」という部分について記載するようになるとなっておりますが、県のホームページを見ると、「浅間高原追分のみち」というところもこの範囲に入っていそうですが、その辺は確認しているかどうかという点が1点と、それから「みち」を入れた場合に、ここを現地調査の地点とするかということについてはいかがでしょうか。事業者の回答ではただ「みち」を追加するというということになっており、そこを調査地点とするかどうかという点については書かれておりませんが、そこはどうかということ。この2点についてお願いします。

コンサルタント
井上

今、ご指摘をいただいた歩道の件につきましては、今回の予備調査範囲の北側のエリアぎりぎりに入るか入らないかといったくらいの場所と記憶しておりますが、今一度確認させていただいて整理するとともに、触れ合い活動の場の調査対象として選定するかということも含め検討させていただきたいと思っております。

亀山委員長

はいどうぞ。

小澤委員

資料3の中に土壤汚染に関する調査の意見等があるのですが、確認したい件がありまして、土壤汚染の現地調査で、土壤汚染に係る環境基準項目の測定予定をしている中で、「カドミウム、鉛、水銀」と限定しているように見える表現があるのですが、それはその項目だけをやるという予定なのでしょうか。

コンサルタント
宇田川

今ここに掲げているのは、カドミウム、鉛、水銀ということで、基本的に一般廃棄物から、排ガスとして拡散する可能性がある重金属を対象項目として考えているところでございます。土壤環境基準27項目全てを調査するということではございません。

小澤委員

そういう表現、例えば方法書でいえばP4-55から読み取れる通りなのですが、概況調査の中でも、土壤に関する状況はどうかという具体的な状況は挙がっていない。この現地調査でも重点的な項目はやられるのですが、それ以外の項目がやられないとなると、全く土壤環境基準に関する情報がない状況になってしまうこととなりますので、例えば対象事業実施区域では重点的にそういう項目、全部やるとは思わないのですが、事業に関する部分のどこかでは、土壤汚染に関する項目が全体としてサーベイされているという形に持って行った方が、例えば事業の比較の材料として考える上でも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

コンサルタント
宇田川

リファレンスとして全項目をやる地点を設けるべきというご意見と思っておりますが、ご意見の主旨を踏まえましてやるかどうか検討させていただき、前向きな方向で対処してまいりたいと思っております。

亀山委員長

はいどうぞ。

塩田委員

資料3のNo. 5、高速道路を使う理由に対しては一応答えられていますが、高速料金のことについては答えていない気がするのですが。これは高速料金を払う方が環境保全上非常によいという風に文言を考えられた方が良いと思います。この回答では一般車両と同じだから良いというふうにとられかねないのではないかと思います。

事業者
佐藤

高速道路の検討については、地元の平根地区との協議の中で、交通安全上の問題があるということから、できるだけ区内を通らない方法を検討してほしいという中で、高速道路を使う案が非常に有力なことではないかと検討しているところです。中部横断自動車道というのは無料道路となることから、有料区間の走行はわずかな区間になりまして、片道200円という料金設定になるかと思いますが、こちらとしては交通安全面を優先するというところで理解を求めていきたいと思っています。表現方法についてはそのことが伝わるように、もう一工夫していきたいと思っています。

亀山委員長

高速道路を使うことのメリットもあるのでしょうかから、それをはっきりと書いておいた方がよいのではという意見ですね。

それでは他にご発言が無いようですので、議事の1につきましてはここまでにしたいと思います。他に気づいた点等ありましたら事務局にご連絡をいただければと思います。

続いて議事2、その他について事務局からお願いいたします。

事務局
清水

今後のスケジュール等についてご説明させていただきます。

次回は第6回目の技術委員会になりますが、11月8日に長野保健福祉事務所301号会議室にて、裾花川沿い県庁のより少し離れたところになりますが、午後より開催する予定です。なお、御手元に文書を用意させていただきましたので、お持ち帰りいただきたいと思っています。それから、これまでの委員会で出た意見等を基に、方法書に対するご審議のまとめをお願いしたいと思ひまして、本日いただいた意見、前回の意見、事務局でまとめ、資料ということで提出させていただきます。なお、本日発言はできなかったが、持ち帰っていただいた後に追加意見がありましたら、10月18日までに事務局まで、メールでお送りください。

以上です。

亀山委員長

今のご説明に何かご質問はございますか。よろしいですか。

それでは全体を通して委員の皆様からご意見ございましたら、ご発言いただきたいと思っています。よろしいでしょうか。

それでは以上を持ちまして、本日の会議を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局
徳竹

本日の技術委員会をこれで終了いたします。ありがとうございました。